

TOKYO働き方改革宣言

税理士業務における働き方・休み方の改善を行い、魅力ある企業を目指します。

平成30年4月26日

税理士法人東京税経センター

目 標

働き方の改善

月間残業時間数10時間以下の維持継続を目指します。

休み方の改善

年次有給休暇の取得率50%の達成を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- (1)長時間労働の削減に関する担当を決め、随時担当による業務分担の確認、見直しを行います。
- (2)短時間勤務制度を導入します。

休み方の改善

- (1)一人一人の年次有給休暇の取得状況を確認し、部署による年次有給休暇の取得状況に隔たりがないようにします。
- (2)時間単位年休制度を導入します。